



菜の花

3月

2022 (令和4年)
弥生 - MARCH -

21日・春分の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	31
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

3月の税務と労務

- | | | | | | |
|-----|------------------------|-------------|-----|---------------------------------|-------|
| 国 税 | 令和3年分所得税の確定申告 | 2月16日～3月15日 | 国 税 | 7月決算法人の中間申告 | 3月31日 |
| 国 税 | 個人の青色申告の承認申請 | 3月15日 | 国 税 | 4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) | 3月31日 |
| 国 税 | 贈与税の申告 | 2月1日～3月15日 | 地方税 | 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税 (事業所税) の申告 | 3月15日 |
| 国 税 | 2月分源泉所得税の納付 | 3月10日 | | | |
| 国 税 | 個人事業者の令和3年分消費税の確定申告 | 3月31日 | | | |
| 国 税 | 1月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) | 3月31日 | | | |

ワンポイント 固定資産税の縦覧と閲覧

自治体により差はありますが、毎年4月から、固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間が設けられています。縦覧では、所有する土地・家屋の価格を他の土地等と比較し、その価格が適正であるか確認できます。閲覧は、固定資産課税台帳のうち所有資産の記載事項を確認できる制度で、年間を通じて閲覧できます。

令和4年度 税制改正(案) のポイント

令和4年度税制改正(案)では、積極的な賃上げ等を促すための措置、新型コロナの影響を受ける企業や個人への対応などの措置の拡充や見直しが行われます。なお、金融所得課税の見直し、相続税と贈与税の一体化については先送りされました。

【改正項目タイムスケジュール】

主な改正項目の適用時期は、下表のとおりです。

なお、前年以前の改正項目で適用時期が今年以降となる項目も記載しています(図表1)。

(図表1) 改正項目タイムスケジュール
(○減税、●増税、—どちらともいえない)

2022年 (令和4年)	1月	—	改正電子帳簿保存法が施行 (電子取引の紙保存から電子保存義務化(猶予あり))
		●	退職所得課税の適性化
		—	住宅ローン減税の見直し (4年延長)
		●	住宅取得資金の贈与税非課税 (2年延長)
	4月	○	賃上げ促進税制の見直し
		—	連結納税制度の見直し
		—	成年年齢18歳に変更
10月	○	固定資産税の負担調整措置	
	○	交際費課税の特例延長	
2023年 (令和5年)	1月	●	国外居住親族に係る扶養控除の見直し
	10月	—	消費税のインボイス制度始まる
2024年 (令和6年)	1月	●	帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備
		—	新NISA運用開始
	4月	●	森林環境税が施行
	6月	—	財産債務調書制度の見直し

I 法人課税関係

1 賃上げ促進税制の見直し

日本の賃金水準は、実質30年以上ほぼ横ばいの状況から、「成長と分配の好循環」に向けて賃上げを積極的に行う企業への優遇税制が強化されます。

中小企業の場合、全雇用者の給与支給額を前年度より1.5%以上増やすと、支払った金額の15%、2.5%以

上増やせば30%を法人税額から控除できます。

さらに従業員への教育訓練費を前年度より1割増やした場合の上乗せ措置も含めると、控除額の上限は現行の25%から40%に上昇します(図表2)。

(図表2) 賃上げ促進税制
3段階で控除率が上がる方式

大企業	控除率
継続雇用者給与支給額が前年度比3%以上増加	15%
同4%以上増加	25%
教育訓練費が前年度比20%以上増加	さらにプラス5%
中小企業	控除率
全雇用者の給与支給額が前年度比1.5%以上増加	15%
同2.5%以上増加	30%
教育訓練費が前年度比10%以上増加	さらにプラス10%

大企業の場合、継続雇用者を前提としており要件が異なりますが、前記同様に3段階で控除率が引き上げられ、現行の最大20%から30%となります。

一定規模を超える大企業は、取引先など多様な利害関係者に配慮して経営していることを経済産業大臣に届け出る必要があります。

一方で、①継続的な賃上げ率が1%(令和4年度は0.5%)以上増えていない、②資本金10億円以上、③従業員数1000人以上などの要件に当てはまれば、研究開発税制等の一部優遇税制が適用できなくなります。

2 交際費課税の特例の延長

中小企業が支出する接待交際費のうち800万円を上限に損金算入できる交際費課税の特例が2年間延長されます。

II 個人所得課税

1 住宅ローン減税の見直し

住宅投資と関連消費は経済への波及効果が大きいことから、制度の4年間延長と次の見直しが行われます(図表3)。

(図表3) 住宅ローン減税の改正

項目	改正前	改正後
控除率	年末ローン残高の1%	年末ローン残高の0.7%
減税期間(原則)	新築・中古10年	新築13年・中古10年
減税規模	最大500万円 (長期優良住宅の場合)	最大455万円(同)
所得要件	3,000万円以下	2,000万円以下
入居期限	2021年中	2025年まで

- (1) 住宅購入者の減税額が支払う利息より大きくなる「逆ざや」の現象が起きていることが問題視されていました。これを受けて控除率が0.7%に下げられます。
- (2) 新築住宅の減税期間が13年間に延長されます。
- (3) 富裕層ほど恩恵を受けやすい制度設計であることから、所得要件が2000万円以下に引き下げられます。また、減税対象となる借入限度額を住宅の環境性能に応じ細かく分類しています。

2 納税地の変更に関する届出書の提出不要

現在、納税地を変更した場合は、税務署長に必要な届出書を提出することになっていますが、令和5年以降は届出書の提出が不要になります。

III 資産課税

1 住宅取得資金の贈与税非課税措置の延長等

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置の適用期限が2年延長されます。また、非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋は1000万円、これら以外の住宅用家屋は500万円です。

2 土地に関する固定資産税の負担調整措置

令和4年度限りの措置として、一定の商業地等の課税標準額が令和3年度の課税標準額に4年度の評価額の2.5%（現行5%）を加算した額とされます。

3 法人版事業承継税制の特例期限の延長

新型コロナの影響により、事業承継が進んでいない状況等を踏まえ、特例承継計画の提出期限が1年延長されます。

IV 消費課税

インボイス制度に係る見直し

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中にインボイス発行

事業者の登録を受ければ、登録日から適用を開始することができるようになります。

なお、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までは、事業者免税点制度が適用できません。

V 納税環境整備

1 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

納税者が修正申告などをする前に税務署職員から帳簿の提出を求められても帳簿を提示・提出しなかった場合や売上金額や収入金額の記載が著しく不十分だった場合、通常の過少申告加算税または無申告加算税の額に、申告漏れに係る税額の10%相当額が加算されます。

2 財産債務調書制度の見直し

令和5年分以後、財産債務調書の提出義務者に、その年の12月31日において有する財産の合計額が10億円以上の居住者が追加されます。

また、財産債務調書の提出期限について、その年の翌年6月30日とされます。

3 電子取引情報のデータ保存義務化

電子帳簿保存制度について、令和4年1月1日から5年12月31日までの間に行う電子取引で、制度の保存要件に従った電子保存ができない事についてやむを得ない事情があると税務署長が認める場合などは、紙での保存をできるようにする措置が、すでに今年1月から講じられています。



退職した従業員の社会保険料徴収

従業員が負担する健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月まで発生します。したがって、例えば3月30日退職のときは「2月分まで」、3月31日退職のときは「3月分まで」発生します。

1 給与の保険料の場合

月の途中で退職した場合は、退職月の前月分の保険料を退職月の給与から控除します。また、月末に退職

した場合は、退職月の前月と退職月の2か月分の保険料を退職月の給与から控除することができます（当月分給与を当月に支払う会社の場合）。

2 賞与に対する保険料

月の途中で退職する場合は、退職月に支給する賞与からは保険料を控除する必要がありません（控除済の場合は返金）。

一方、月末に退職する場合は、退職月に支払われた賞与から保険料控除をする必要があります。

決算賞与の損金算入時期

「思ったより業績が良かったから従業員に還元しよう」と決算賞与を検討することがあります。従業員のモチベーションも上がりますし、損金算入されれば法人税等の節税にも繋がります。

従業員に対する賞与は、原則として、実際にその支払いをした日の属する事業年度において損金算入されます。

ただし、決算賞与などの未払賞与でも、次の要件を全て満たす場合には、従業員にその通知をした日の事業年度に損金算入することができます。

1 従業員への通知

その支給額を、各人別に、かつ同時期に支給を受ける全ての従業員に対して通知をしていることが必要です。

ここでいう「通知」には、法人が支給日に在職する従業員のみ賞与を支給している場合のその支給額の通知は含まれません。

また、法人が、その従業員に対する賞与の支給について、いわゆるパートタイマー又は臨時雇い等の身分

で雇用している者（雇用関係が継続的なものであって、他の従業員と同様に賞与の支給対象となる者を除きます。）とその他の従業員を区分している場合には、その区分ごとに支給額の通知を行ったかどうかを判定することができます。

2 決算賞与の支払日

前記1の通知をした金額を全ての従業員に対して、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払わなければなりません。

3 損金経理

支給額について、前記1の通知をした日の属する事業年度において損金経理することが求められます。

なお、使用人兼務役員に対して決算賞与を支給する場合には、支給する賞与のうち使用人としての職務に対応する部分のみが対象となります。

退職金の源泉徴収不足税額

Q A社を3月、B社を9月に退職し、両社から退職金の支給を受けましたが、B社へ提出する「退職所得の受給に関する申告書」にA社からの退職金等を記載し忘れたため、源泉徴収税額不足となりました。

この徴収不足税額は、確定申告で精算すればよいでしょうか。

A 徴収不足税額は、B社の下では是正しなければならず、確定申告で精算することはできません。

「退職所得の受給に関する申告書」に、A社からの退職金の有無や、退職金額の記載がない場合は、記載事項に誤りがある申告書となります。B社は、同申告書の誤りによる徴収不足税額があることを知った場合には直ちにその不足税額を徴収し、納付することとされています。

利用価値が著しく低下している宅地の評価

評価対象地の利用価値が付近にある他の宅地の利用状況からみて、著しく低下していると認められる場合には、通常の評価額から、利用価値が低下していると認められる部分の面積に対応する価額に10%を乗じて計算した金額を控除して評価することができます。

具体的には、次のような宅地が該当します。

- ① 道路より高い位置にある宅地又は低い位置にある宅地で、その付近にある宅地に比べて著しく高低差があるもの
- ② 地盤に甚だしい凹凸のある宅地
- ③ 震動の甚だしい宅地
- ④ ①から③の宅地以外で、騒音、日照障害、臭気、忌み等により、その取引金額に影響を受けると認められるもの

ただし、路線価又は固定資産税評価額等が、利用価値が著しく低下している状況を考慮して付されていない場合に限られます。